

第三回「新しい公共」推進会議提出資料
特定非営利活動法人トイボックス 白井智子

「新しい公共」の論点は大きく、

- 1) 活動の財源をどうするのか
 - 2) 活動の主体となるNPO・社会的企業等をどう支援・育成していくのか
- の二つにわけられるかと思います。

事業型NPOとして活動している立場として、特に公から民への事業委託のあり方に関して、今回はたたき台として以下の提案をしたいと考えます。

委託事業の予算項目に制限を設げず、使途の制限をしない。

計画目標の達成度に対して、一定の割合で成果報酬としての委託費を設定する。

現在の委託事業の仕組みは、国の会計の仕組みの延長線上にあり、そのこと自体が民の持つ自由なアイディアに基づく行動を阻害し、「予算があるからとにかく使おう」という、成果に基づかない高コスト体質を広げています。

現在の委託事業や助成金で成長するのは、コンサルタント業やコーディネイト業が中心であり、自らの手で継続的に受益者にサービスを提供する「新しい公共の担い手」の育成には繋がり難いと感じます。

事業運営の効率化を図るために重要なのは、分野別の指標を考慮した上でROI（投資回収率）に基づき成果報酬を設定することにより、受託者および受益者が重要と考えることに十分な資金を投入できるようにすることと考えます。

事例) NPO法人トイボックスは、いくつかの国の委託事業を受託してきました。しかし、その全てが「常勤職員の給与など組織の維持に関する経費の支出はできない」という制限つきでした。その結果、重要な現場スキルを持つ常勤職員に関する経費は委託費から支払うことができず、他の事業により収入を得ることが必要となりました。